

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 平成25年度岩手県災害等廃棄物処理事業に係る施工監理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者資格

- (1) 建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号）第3条の規定による資格審査を受け、建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 災害廃棄物の処理に係る施工監理又は計画策定業務の実績を有すること（特定共同企業体の構成員として実施した業務については、代表者として実施したものに限る。）。
- (3) 次に掲げる基準を満たす管理技術者1名を1に示した業務に専任で配置できること。
  - ア 技術士（衛生工学部門（廃棄物管理））又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ 一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出の日（以下「申請日」という。）前3月以上継続して雇用している者であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす照査技術者1名及び担当技術者1名以上を1に示した業務に専任で配置できること。
  - ア 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ 申請日前3月以上継続して雇用している者であること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす現場監理責任者8名以上を1に示した業務に専任で配置できること。
  - ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ (3)又は(4)の技術者と兼任していないこと。
  - ウ 申請日前3月以上継続して雇用している者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生手続開始又は更生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (8) 申請日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、申請日現在において当該措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (10) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴

力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(11) 岩手県が発注する災害廃棄物の収集運搬、処分その他の業務の受託者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）附則第4条の規定により読み替えて適用する同令第4条第3号の規定により受託者が他人に委託して受託業務を実施する場合の他人を含む。）でないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室災害廃棄物処理技術担当 電話番号019-629-6942（入札説明書は、平成25年2月12日から同年3月13日までの日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで交付する。なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月27日午前11時 岩手県庁13階P-1会議室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成25年3月26日午後5時までに(1)の場所に到達するように送付すること。）

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 入札金額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、申請書及び入札説明書に示す書類を平成25年3月13日午後5時までの休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない（当該書類を郵送する方法により提出しようとする場合は、書留郵便により、平成25年3月13日午後5時までに3(1)の場所に到達するように送付すること。）。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す入札参加者資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

ア 平成25年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction control duties about the disposal of disaster waste business which Iwate Prefecture performs in 2013

(2) Time-limit of tender:

11:00 a.m., 27, March, 2013 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 26, March, 2013)

(3) Contact point for the notice:

Special Office for Waste Disposal, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimarui, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL019-629-6942